

育児・介護と仕事の両立を支援する法律が改正されます

問い合わせ
商工雇用係

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正され、令和6年5月31日から順次施行されます。

【令和6年5月31日施行】

次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日まで延長

【令和7年4月1日施行】

●所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大

●育児のためのテレワークの導入が努力義務化

●子の看護休暇の見直し

●介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が義務化

●育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務化

【令和7年11月30日までに施行】

●柔軟な働き方を実現するための措置等が義務化

●仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が義務化

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



長寿祝金を贈呈します

問い合わせ
地域支援係
53-3333

町では高齢の人たちの長寿を祝福するため、長寿祝金を次の年齢の人に贈呈します。

長寿祝金の対象となる人には個別に通知しますので、ご確認ください。

なお、長寿祝金は所得の対象となる場合があります。

●長寿祝金対象者／令和6年8月31日現在、本町に引き続き1年以上住所があり、次に該当する人

▽80歳（傘寿祝金）2万円＝昭和19年4月2日から昭和20年4月1日生まれ

▽88歳（米寿祝金）3万円＝昭和11年4月2日から昭和12年4月1日生まれ

▽99歳（白寿祝金）10万円＝大正14年4月2日から大正15年4月1日生まれ

▽100歳以上（仙寿祝金）2万円＝大正14年4月1日以前に生まれた人

以前に生まれた人

大正14年4月1日



太陽光発電システムの保守点検をしましょう

問い合わせ
環境衛生係

住宅用太陽光発電システムを設置する人に奨励金を交付しています。

太陽光発電システムを設置した場合、平成29年4月からの改正FIT法施行により、保守点検と維持管理に係る実施計画の策定、実施が義務づけられています。

●保守点検のメリット

▽故障による売電金額の低下を防げる

▽金具の緩みによるパネル飛散防止

▽電線を留めている部分の緩みによる火災発生防止など（厚岸町においても、太陽光パネルからの火災が発生しています）

●点検方法

▽目視点検＝太陽電池パネルなどを目視で確認

▽測定点検＝システムの数値を計測

●点検時期の目安／設置から1年後、以降4年に1度。これ以外の目安として、メーカー保証や出力保証が切れる前

保守点検だけでなく、地上から見える範囲で異音や破損などの異常がないか確認しましょう。

詳しくは、システム設置業者にご相談ください。

福祉

障がい者虐待を防止するために

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

見、『虐待される人』『虐待する人』の

両方を支援するために、厚岸町障害者虐待防止センターを開設しています。

●障がい者虐待とはどんなこと？

▽身体的虐待＝暴行や暴力、また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること

▽性的虐待＝わいせつなことをしたり、させたりすること

▽心理的虐待＝侮辱や拒絶するような言葉・態度で精神的な苦痛を与えること

▽介護や世話の放棄・放任＝必要な介護やお世話をせず、衰弱させること

▽経済的虐待＝本人の同意なく財産や年金などを使うこと、または正当な理由なく与えないこと

障害者虐待防止法では、虐待をする側として、養護者だけでなく、障害者福祉施設従事者や障がい者を雇っている雇用主も位置づけています。

虐待を早期に見つけるには、小さなサインを見逃さないよう、地域の人などで見守ることが重要です。

虐待の通報や相談は、厚岸町障害者虐待防止センター（保健福祉課障がい福祉係）までお寄せください。

●問い合わせ／

▽平日8時30分から17時15分＝厚岸町障害者虐待防止センター（障がい福祉係） ☎53-3333

▽休日・夜間＝地域包括支援センタ

情報BOX 14